

長岡京市議会基本条例等の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

平成29年3月24日

長岡京市議会議長 様

提出者	進 藤 裕 之
賛成者	小 原 明 大
	近 藤 麻衣子
	田 村 直 義
	三 木 常 照
	福 島 和 人
	浜 野 利 夫

(提案理由)

災害時における議会対応指針の策定及び議員政策研究会の設置等に  
に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会基本条例等の一部を改正する条例

(長岡京市議会基本条例の一部改正)

第1条 長岡京市議会基本条例(平成24年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正します。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 【略】</p> <p>第5章 議会の運営(第10条—<u>第16条</u>)</p> <p>第6章 議会の活動基盤(<u>第17条—第23条</u>)</p> <p>第7章 <u>災害対応</u>(第24条)</p> <p>第8章 <u>補則</u>(第25条・第26条)</p> <p>附則</p> <p>市議会は、市民の直接選挙により選ばれた代表である議員の合議体であり、首長と共に地方政治の制度として日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在です。われわれ長岡京市議会には、市民の<u>負託</u>に応えるとともに、その機能を存分に発揮し、時代に応える議会のあり方を、常に模索する責務があります。</p> <p>このため本市議会は、執行機関の監視及び評価機能の充実はもとより、開かれた議論の場として自由かつ達な討議を行うことにより、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。</p> <p>したがって、このような認識のもと、市民とともに歩むより開かれた議会を構築していくことを決意し、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の<u>負託</u>と信頼に全力で応えてい</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 【略】</p> <p>第5章 議会の運営(第10条—<u>第15条</u>)</p> <p>第6章 議会の活動基盤(<u>第16条—第22条</u>)</p> <p>【加える】</p> <p>第7章 <u>補則</u>(<u>第23条</u>・<u>第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p>市議会は、市民の直接選挙により選ばれた代表である議員の合議体であり、首長と共に地方政治の制度として日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在です。われわれ長岡京市議会には、市民の<u>付託</u>に応えるとともに、その機能を存分に発揮し、時代に応える議会のあり方を、常に模索する責務があります。</p> <p>このため本市議会は、執行機関の監視及び評価機能の充実はもとより、開かれた議論の場として自由かつ達な討議を行うことにより、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。</p> <p>したがって、このような認識のもと、市民とともに歩むより開かれた議会を構築していくことを決意し、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の<u>付託</u>と信頼に全力で応えてい</p>

改正後	改正前
<p>くことを誓い、この条例を制定します。  <u>(議員政策研究会)</u>  <u>第12条</u> 議会は、市政の課題等に対し  <u>調査研究を行うため、議員政策研究会</u>  <u>を設置できることとします。</u>  <u>第13条～第23条</u> 【略 条の繰下げ】  <u>第7章 災害対応</u>  <u>(災害発生時における議会の活動)</u>  <u>第24条</u> 議会は、災害から市民の生命、  <u>身体及び財産を守り、市民生活の平穩</u>  <u>を確保するため、総合的かつ機動的な</u>  <u>活動が図られるよう、市長等と協力し、</u>  <u>対応するものとします。</u>  <u>2 議会は、大規模災害等における具体</u>  <u>的な対応指針を定め、議会及び議員は、</u>  <u>その指針に基づき対応するものとしま</u>  <u>す。</u>  <u>第8章 補則</u>  <u>第25条・第26条</u> 【略 条の繰下げ】</p>	<p>くことを誓い、この条例を制定します。  【加える】  <u>第12条～第22条</u> 【略】  【加える】  <u>第7章 補則</u>  <u>第23条・第24条</u> 【略】</p>

(長岡京市議会基本条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡京市議会基本条例の一部を改正する条例（平成25年長岡京市条例第1号）

の一部を次のように改正します。

改正後	改正前
<p>附 則  この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日（平成25年3月1日）から<u>施行</u>します。</p>	<p>附 則  この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日（平成25年3月1日）から<u>施行する</u>。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行します。